

休業要請の解除を踏まえた本学の対応について（お知らせ）

宮城県の新型コロナウイルス感染拡大防止のための大学に対する休業要請が解除されたことを踏まえ、本学は5月10日を以て小松島キャンパスの休業を解除します。なお、国の緊急事態宣言が引き続き5月末まで延長されており、本学の対応は以下のとおりとなります。

1. 対 応

- ①教職員は在宅勤務、分散勤務及び時差出勤等を継続して業務を実施する。
- ②すべての授業を遠隔授業として実施し、学生の入構は原則として行わない。
- ③取引業者の入構は必要の範囲内で認め、学外者の入構をご遠慮願う。

2. 期 間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

感染拡大を防止し学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月8日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部